



労働審判官認印

第3回労働審判手続期日調書 (労働審判)

事件の表示	令和元年(労)第132号
期日	令和元年9月2日午後3時30分
場所	大阪地方裁判所第5民事部労働審判廷
労働審判官	大森直哉
労働審判員	千古博司
労働審判員	藤崎良治
裁判所書記官	長谷川一人
出頭した当事者等	申立人 [REDACTED]
	申立人代理人 武村二三夫
	相手方代理人 三浦州夫
	相手方代理人 平田智仁

手続の要領等

労働審判官

- 1 審理終結
- 2 次のとおり労働審判の主文及び理由の要旨を告知

第1 当事者の表示



申立人	[REDACTED]
申立人代理人弁護士	武村二三夫
同	平方かおる

大阪市中央区備後町一丁目4番9号

相手方 シークス株式会社
代表者代表取締役 桔梗 芳人
相手方代理人弁護士 三浦 州夫
同 平田 智仁

第2 主文

- 1 申立人が相手方に対し労働契約上の権利を有する地位にあることを確認する。
- 2 相手方は、申立人に対し、平成31年2月から本労働審判確定の日まで、毎月25日限り●●万●●●●円及びこれに対する各支払期日の翌日から支払済みまで年6%の割合による金員を支払え。
- 3 手続費用は、相手方の負担とする。

第3 請求の表示

申立ての趣旨及び理由は、労働審判手続申立書及び令和元年5月20日付け訂正申立書のとおり

第4 理由の要旨

提出された関係証拠、審理の結果認められる当事者間の権利関係及び本件の審理の経過を踏まえると、主文のとおり審判するのが相当である。

裁判所書記官 長 谷 川 一 人